

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり公募型プロポーザル方式で募集する。

令和6年10月17日

喜茂別町長 林 己 人

1 業務概要

(1) 業務の名称

喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務

(2) 業務内容

喜茂別町公園条例第4条及び喜茂別町特産物直売センター条例第5条に規定する業務及び別添「喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務仕様書」のとおり

(3) 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

(4) 積算上限額

9,313,000円（消費税相当額を含む）

2 公募の日程

(1) 公告 令和6年10月17日（木）

(2) 参加表明書・指定管理者指定申請書受付締切

令和6年11月25日（月）午後5時まで

(3) 質問受付 令和6年10月17日（木）から令和6年11月18日（月）午後5時まで

・質問書（様式4）データを添付した電子メールを、下記のメールアドレス宛に送信することによって行うものとする。なお、電話及び直接来庁による質問には応じないものとする。

(4) 2次審査（ヒアリング）

令和6年11月27日（水）午前10時

喜茂別町役場2階大会議室（予定）

(5) 結果通知 令和6年11月29日（金）（予定）

3 指定管理者指定申請書、実施要領等の配布

指定管理者指定申請書、実施要領等は、喜茂別町公式ホームページの当該プロポーザルページ内からダウンロードすること。

喜茂別町ホームページ <http://www.town.kimobetsu.hokkaido.jp/>

4 参加資格

次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 参加表明書受付日現在で、北海道に有人の本店（本社）、支店又は営業所等を有し、喜茂別町での打ち合わせ等の出席に支障がなく、緊密な連絡調整が可能な者であること。

(2) 喜茂別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第8条の規定に該当

していない者。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項もしくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項もしくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止となっている者でないこと。
- (8) 自己又は自社もしくは自社の役員等が、喜茂別町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第4項又は同条第5項の規定に該当しない者であること。
- (9) 国税及び地方税の未納、滞納がない者。

5 企画提案を求める内容

喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり。

6 指定管理者を選定するための評価項目

喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務に関する公募型プロポーザル審査要領及び申請書採点表のとおり。

7 手続等

実施要領のとおり。

8 仕様書

本業務の詳細は、「喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務仕様書」による。

9 選定委員会

「喜茂別町公の施設に係る指定管理者選定委員会」により当該プロポーザルの審査を行い、最良の企画提案者を特定する。

10 審査の実施

実施要領、及び審査要領のとおり。

11 問い合わせ先

喜茂別町役場 建設課管理係

〒044-0292 虻田郡喜茂別町字喜茂別 123 番地

電話 0136-33-2211（代表） FAX 0136-33-3577

e-mail kensetsu@town.kimobetsu.lg.jp